

(案)

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

関西電力株式会社大飯発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び
4号原子炉施設の変更）について（答申）

平成20年2月18日付け平成19・06・14原第7号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

(別紙)

関西電力株式会社大飯発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(答申)

本件申請に係る変更内容は、関西電力株式会社大飯発電所の原子炉施設に関し、以下のとおりである。

1. 1号炉及び2号炉のほう素再生系の撤去に伴い、ほう素濃度調整方式を変更する。

2. 1号、2号、3号及び4号炉の液体廃棄物の廃棄設備について以下のとおり変更する。

(1) 1号及び2号炉共用のほう酸回収装置を増設する。

(2) 1号及び2号炉共用の廃液蒸発装置の取替えに伴い、廃液蒸発装置の容量を変更する。

(3) 1号及び2号炉共用の洗たく排水処理設備の取替えに伴い、処理方式を変更する。

(4) 3号及び4号炉共用の洗たく排水処理設備を設置する。

なお、この変更に伴い、1号及び2号炉の放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち液体廃棄物の廃棄設備に係る記載を、最新の記載形式に合わせるとともに、純水回収系による処理の記載を明確化する。

3. 1号、2号、3号及び4号炉共用の海水淡水化装置を一部撤去する。

なお、この変更に伴い、1号、2号、3号及び4号炉のその他原子炉の附属施設の構造及び設備のうち海水淡水化装置に係る記載を、最新の記載形式に合わせる。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第24条第1項第1号(平和利用)

本件申請については、

- ・原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2．法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
- ・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保するとしていること
- ・発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3．法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、約90億円であり、自己資金及び借入金により調達する計画としている。本工事に要する資金調達額は、関西電力株式会社における毎年の総工事資金の調達実績から判断して、調達可能な範囲にあると認められることから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。